

## 新川訪問介護ステーション（障害） 運営規程

### （事業の目的）

第1条 中央区が開設する新川訪問介護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は居宅介護員研修の修了者（以下「居宅介護員等」という。）が、身体障害者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護員等は、身体障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 新川訪問介護ステーション
- ② 所在地 東京都中央区新川二丁目27番3号  
特別養護老人ホーム「マイホーム新川」2階

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 （常勤職員、特別養護老人ホーム施設長兼務）  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者 介護福祉士1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導等を行うとともに、自らも指定居宅介護の提供に当たるものとする。
- ③ 居宅介護員 介護福祉士 4名以上 居宅介護員等は指定居宅介護の提供にあたる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。

② 営業時間 24時間とする。

(指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用等)

第6条 指定居宅介護の内容は身体介護とし、指定居宅介護を提供した場合の利用料は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。  
身体障害者（18歳未満の者を除く）

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護員等は、指定居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 職員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、中央区内とする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第11条 事業所は、原則として合鍵の預かりは行わないこととする。ただし、利用者の状況等によりやむを得ない場合は、協議のうえ合鍵の預かり証を発行し、合鍵

を預かることとする。利用者から預かった合鍵は事業所内に設置した金庫で保管し、金庫の鍵は事業所で保管しなければならない。また、利用者への合鍵返却の際にも、返却証を発行する。合鍵を紛失した場合には、速やかに利用者又はその家族に連絡するとともに、その他必要な対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 : 採用後1か月以内

② 継続研修 : 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は中央区と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2006年10月1日から施行する。

この規程は、2007年12月1日から施行する。

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規程は、2012年6月1日から施行する。

この規程は、2014年8月1日から施行する。

この規程は、2015年7月1日から施行する。

この規程は、2021年10月1日から施行する。

この規程は、2024年2月1日から施行する。